**道路交通法の改正により 令和８年７月から**

## 「酒酔い運転」の要件に「数値基準」が新設されました！

### ★「酒酔い運転」の要件

【改正前】
アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
**（数値基準なし）**

⇒

【改正後】
**呼気中アルコール濃度 0.5mg/l 以上**
**（血中アルコール濃度 1.0mg/ml 以上）**
または
アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態

「0.5mg/l」未満でも、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば、「酒酔い運転」となります

**飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為です**

**Q.どれくらい飲んだら「酒酔い運転」の数値基準に達するの？**

A.体重 60kg の方が
ビールだと大瓶２本程度、日本酒だと２合(アルコール濃度 15%、360ml)程度
を飲酒し、30 分経過した場合、数値基準に達する可能性があります。
※アルコール分解能力には個人差があるため、あくまでも目安となります

## 愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体名 （順不同）

愛知県
各市町村
愛知県警察本部
中部管区行政評価局
名古屋地方検察庁
名古屋法務局
名古屋保護観察所
中部運輸局
中部運輸局愛知運輸支局
愛知労働局
中部地方整備局
中部地方整備局名古屋国道事務所
中日本高速道路株式会社
名古屋高速道路公社
愛知県道路公社
愛知県交通安全協会
愛知県安全運転管理協議会
愛知県社会福祉協議会
愛知県公民館連合会
愛知県老人クラブ連合会
愛知県青少年団体連絡協議会
日本ボーイスカウト愛知連盟
愛知県青年団協議会
日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会
愛知県人権擁護委員連合会
愛知県女性団体連盟
愛知県地域婦人団体連絡協議会
愛知県子ども会連絡協議会
愛知県青少年育成県民会議
愛知県医師会
愛知県保護司会連合会
名古屋人権擁護委員協議会
愛知県弁護士会
名古屋青年会議所
名古屋市青年団体協議会
名古屋市地域女性団体連絡協議会
名古屋市区政協力委員議長協議会
愛知県交通安全母の会
東海交通遺児を励ます会
愛知県教育委員会
愛知県小中学校長会
愛知県公立高等学校長会
愛知県私学協会
愛知県私立大学協会
愛知県私立短期大学協会
愛知県国公立幼稚園・こども園長会
愛知県私立幼稚園連盟
愛知県社会教育委員連絡協議会
愛知県小中学校ＰＴＡ連絡協議会
愛知県公立高等学校ＰＴＡ連合会
愛知県私立保育園連盟
愛知県専修学校各種学校連合会
各市町村教育委員会
名古屋市教育委員会
名古屋市立小中学校長会
名古屋市立高等学校長会
名古屋市立幼稚園長会
名古屋市立小中学校ＰＴＡ協議会
愛知県自動車会議所
愛知県トラック協会
愛知県タクシー協会
名古屋タクシー協会
愛知県バス協会
愛知県バス運送協同組合
愛知県自家用自動車協会
ＪＡＦ愛知支部
愛知県自動車整備振興会
愛知県自動車販売店協会
愛知県軽自動車協会
愛知県中古自動車販売協会
愛知県自動車部品販売協会
中部自動車リース協会
愛知県レンタカー協会
日本自動車査定協会
中部地区自動車管理業協会
愛知県道路標識・標示業協会
自動車事故対策機構名古屋主管支所
軽自動車検査協会愛知主管事務所
自動車安全運転センター愛知県事務所
愛知県交通運輸産業労働組合協議会
日本労働組合総連合会愛知県連合会
愛知県自転車モーター商協同組合
愛知県二輪車普及安全協会
愛知オートバイ事業協同組合
愛知県石油商業組合
愛知県指定自動車教習所協会
愛知県サイクリング協会
愛知県ウォーキング協会
愛知県名古屋市道路利用者会議
愛知県高速道路交通安全協議会
全日本学生自動車連盟中部支部
日本郵便株式会社東海支社
東海旅客鉄道株式会社
中部鉄道協会
名古屋鉄道株式会社
近畿日本鉄道株式会社
豊橋鉄道株式会社
名古屋臨海鉄道株式会社
衣浦臨海鉄道株式会社
愛知環状鉄道株式会社
愛知電気鉄道株式会社
名古屋臨海高速鉄道株式会社
日本交通医学工学研究会
愛知県土木研究会
愛知県生コンクリート工業組合
愛知県商工会議所連合会
愛知県商工会連合会
愛知県経営者協会
愛知県商店街振興組合連合会
全国共済農業協同組合連合会愛知県本部
愛知県遊技業協同組合
名古屋商工会議所
愛知県損害保険代理業協会
損害保険料率算出機構中部本部
愛知県すし商生活衛生同業組合
愛知県麺類食堂生活衛生同業組合
愛知県中華料理生活衛生同業組合
愛知県社交飲食業生活衛生同業組合
愛知県料理生活衛生同業組合
愛知県飲食生活衛生同業組合
愛知県喫茶飲食生活衛生同業組合
愛知県食品肉販売業生活衛生同業組合
愛知県氷雪生活衛生同業組合
愛知県理容生活衛生同業組合
愛知県美容業生活衛生同業組合
愛知県興行協会
愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合
愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合
愛知県クリーニング生活衛生同業組合
各報道機関

【合計　271 実施機関・団体　2026 年 10 月 7 日現在】

### ～ライト・オン運動～

運転者の視認性の向上を図り、歩行者・自転車利用者や対向車に自車の存在をいち早く知らせる取組です。
◎点灯時刻の目安（日没時刻の概ね１時間前）
**12 月、1 月…16:00**
※雨天・雪天の視界不良時は昼間でも点灯

ライト点灯


事務局 愛知県防災安全局県民安全課

〒460-8501
名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
ＴＥＬ　052-954-6177（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
ＦＡＸ　052-954-6910
E-mail　kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp


2026

# 年末の交通安全県民運動 実施要綱

## 《期　間》

2026 年 12 月 1 日（火）から 12 月 10 日（木）までの 10 日間
**※「県内一斉大監視」12 月 4 日（金）午後４時から午後６時の間**

## 《目　的》

年末は、師走特有の慌ただしさから、歩行者や自転車利用者、運転者の注意力が散漫になりやすい時期です。また、１年を通じて日没時刻が最も早くなり、夕暮れ時から夜間の時間帯と職場や学校等からの帰宅時間帯が重なるため、交通事故の危険性が高まります。さらに、忘年会等の飲酒の機会が増えることから、飲酒運転による交通事故の発生も懸念されます。

加えて、歩行者や自転車・特定小型原動機付自転車の利用者が関係する交通事故の中には、歩行者や利用者側の法令違反が認められる事例もあることから、交通ルールの遵守を徹底することが重要な課題となっています。

そこで、次の運動重点に沿った年末の交通安全県民運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、交通事故の防止を図ります。

## 《運動重点》

○ 歩行者の安全な交通行動の実践と反射材用品の着用促進
○ 自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用及びヘルメット着用の促進
○ 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

### 《スローガン》

**ストップ・ザ 交通事故　高めようモラル 守ろうルール**



### 《サブスローガン》

**実践しよう　交通安全スリーＳ（エス）運動**

SSS Stop Slow Smart 交通安全スリーS運動

**Stop**（ストップ）
・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
・横断歩道や交差点では歩行者優先
・飲酒運転の根絶

**Slow**（スロー）
・こどもや高齢者を見かけたらスローな運転
・見とおしが悪い交差点では徐行

**Smart**（スマート）
・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
・シートベルトの全席着用の徹底
・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

**愛知県交通安全推進協議会**

## ≪運動の進め方と取組内容≫

**愛知県交通安全推進協議会の各実施機関・団体は、相互に連携を図りながら、県民総ぐるみの運動となるよう、それぞれの地域や組織の実情に応じて、運動の重点を踏まえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進する。**

### ◎２０２６年広報重点



○ 歩行者へ　　どこ見てる？　歩きスマホで　命取り
○ 自転車利用者へ　自転車の　ルール違反は　青キップ
○ 運転者へ　　気の緩み　慣れた道には　落とし穴

### ◎取組内容

## 運動重点１　歩行者の安全な交通行動の実践と反射材用品の着用促進

(1)　歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

○横断歩道外横断や走行車両の直前直後横断、路上横臥など、歩行者側にも法令違反が認められる交通事故実態の周知を図る取組を推進する。
○横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性を周知する。
○自らの安全を守るための交通行動として、手を上げることで運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認し、横断歩道手前で止まったドライバーに会釈をするなど感謝を伝えることの実践等を促す**「ハンド・アップ運動」**を推進する。




○高齢歩行者が当事者となる交通事故の特徴を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。
○歩行中幼児・児童の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育を推進する。
○安全に道路を通行することについて、教育現場や日常生活における保護者等による幼児・児童への教育を促す取組を推進する。

(2)　歩行者の交通事故防止対策



○全ての年齢層を対象とした**反射材用品、ＬＥＤライト、明るい目立つ色の衣服**等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組を推進する。
○通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
○**「ゾーン30 プラス」**の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進する。
○通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進する。
○通行の妨げとなる不法占拠物の排除など、道路の適正な利用に関する広報啓発を推進する。

## 運動重点２　自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用及びヘルメット着用の促進

(1)　自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車ルールブック
自転車の交通安全教育ガイドライン

○令和８年４月１日から交通反則通告制度（「青切符」）が導入されたことを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の**「自転車安全利用五則」**に則った自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
○信号の遵守や交差点での正しい一時停止・安全確認のほか、ながらスマホ、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、周囲の音が聞こえない音量でのイヤホン等を使用した運転、並進の禁止等、交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組を推進する。
○**「自転車ルールブック」**を活用して自転車の交通ルールの周知を図るとともに、**「自転車の交通安全教育ガイドライン」**を踏まえ、様々な教育主体が、それぞれの有する知見や教育機会を活用し、心身の発達状況等に応じた交通安全教育を推進する。
○自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等を推進する。

(2)　自転車利用者等の乗車用ヘルメット着用と安全確保

○全ての自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対する**乗車用ヘルメット着用**の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。
○**夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底**と自転車の視認性を向上させるための**反射材用品等の取付け**を促す取組を推進する。
○幼児同乗中の自転車の特性を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト及び乗車用ヘルメット着用の徹底を促す取組を推進する。
○自転車利用者等の安全を確保するための**定期的な点検整備**を促す取組を推進する。
○自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入義務を周知する取組を推進する。

(3)　特定小型原動機付自転車利用者に対する交通ルールの周知とヘルメット着用の促進

○特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道通行等の通行区分違反、歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育を推進する。
○シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車利用者に対する交通ルール遵守の徹底や、被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組を推進する。

## 運動重点３　運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

(1)　夕暮れ時の交通事故防止対策



○夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育等を推進する。
○夕暮れ時における早めのライト点灯を促す**「ライト・オン運動」**の取組を推進する。
○夜間の対向車や先行車がいない状況における**ハイビームの活用**を促す取組を推進する。

(2)　運転者の歩行者優先意識等の徹底

○運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、**「交通安全スリーS運動」**の取組の実践を働き掛ける。
○横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や**「横断歩道等における歩行者等優先義務」**等の遵守を促す取組を推進する。
○令和８年９月１日から生活道路における法定速度が時速30kmに引き下げられたことに関する広報啓発を推進する。

(3)「ながらスマホ」の根絶

○運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発を推進する。
○業務中等のながらスマホによる交通事故を防止するため、業務で自動車を使用する者等に対する交通安全教育等を徹底させる取組を推進する。

(4)　高齢運転者の交通事故防止対策

○加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえたシミュレータの活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発を推進する。
○衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発を推進する。
○運転に不安のある高齢運転者等に対する**安全運転相談窓口（#8080）**の積極的な周知に加え、**運転免許証の自主返納制度**及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発を推進する。

(5)　妨害運転・白タク行為等の防止対策



○妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発を推進する。
○ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。
○国の許可や登録を受けずに、自家用車などを使い、有償で人を運ぶ違法な営業行為を行う、いわゆる白タク、白トラ、白バス行為を防止するため、これらの行為が道路運送法等違反となることなどについての広報啓発を推進する。

(6)　後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底



○**「カチッと１００！」**を合言葉に、全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組を推進する。
○シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発を推進する。
○体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない６歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発を推進する。
○高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を推進する。

(7)　二輪車の交通事故防止対策

○全ての年齢層に対し、二輪車の特性の周知及びあごひもは緩みなくしっかり締めるなど、乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発を推進する。
○ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が義務であることの広報啓発を推進する。

(8)　外国人運転者の交通事故防止対策

○母国との交通ルールの違い等を理解してもらうため、啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育を推進する。
○レンタカー事業者等と連携し、車両貸し出し時にパンフレット等を用いて日本の交通ルールを周知する。
○日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等を推進する。
○外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育を強化する。
○安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けを推進する。

(9)　飲酒運転の根絶

○「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境づくりのため、**「飲酒運転四（し）ない運動」**を推進する。
○交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底や**「ハンドルキーパー運動」**の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を推進する。
○安全運転管理者等に対し、運転者に対するアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無の確認を始め義務の遵守等を徹底させる取組を推進する。
○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和８年法律第52号）により、酒酔い運転の罪等の数値基準が明確化され、飲酒運転は厳正に処罰されることについて周知する。

### ハンドルキーパー運動

自動車で仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。

